

別表1 算定基準

(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。 交付要綱別表3の2で対象としている整備を行う場合は、特殊附帯工事の基準額を加算することができる。 対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費。(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に教育長が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者の見積り	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	仮施設整備工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)については、教育長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。 交付要綱別表3の2で対象としている整備を行う場合は、特殊附帯工事の基準額を加算することができる。 対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費。(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断費に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。))。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。))
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの補助基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業に限る。)その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に教育長が必要と認めた額とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者の見積り	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。))。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。))
	仮施設整備工事費	大規模修繕等(耐震化等整備事業を含む。)については、教育長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策整備	本体工事費	防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。 ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 (1)公的機関(市町村の建築課等)の見積り (2)工事請負業者2社の見積り ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。	防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(要綱の別記、別紙3の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。))

別表2 補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、申請年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

< 本体工事費 >

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	53,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	58,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	56,100		61,700	
定員31～40名	65,100		71,800	
定員41～70名	74,500		81,900	
定員71～100名	96,700		106,400	
定員101～130名	116,300		127,900	
定員131～160名	134,700		148,000	
定員161～190名	153,000		168,300	
定員191～220名	169,900		187,000	
定員221～250名	188,300		207,300	
定員251名以上	209,400		230,100	
特殊附帯工事	8,050			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子供に係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額

(千円未満切捨)を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

2、特殊附帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準額については認定こども園施設整備補助金に計上すること。

3、特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額を按分を行うこと。

①「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

②整備後の幼稚園部分(1号認定の子供に係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園施設整備補助金の基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,909	2,101
定員21～30名	1,215	1,338	2,332	2,564
定員31～40名	1,621	1,783	2,826	3,108
定員41～70名	2,040	2,245	3,925	4,318
定員71～100名	2,878	3,165	5,889	6,478
定員101～130名	3,455	3,800	7,068	7,775
定員131～160名	4,318	4,751	8,835	9,720
定員161～190名	5,182	5,701	9,660	10,627
定員191～220名	6,046	6,651	11,270	12,398
定員221～250名	6,911	7,602	12,881	14,169
定員251名以上	7,775	8,552	14,491	15,940

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

＜本体工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	37,400
定員21～30名	39,200
定員31～40名	45,600
定員41～70名	52,100
定員71～100名	67,600
定員101～130名	81,500
定員131～160名	94,200
定員161～190名	107,100
定員191～220名	119,000
定員221～250名	131,700
定員251名以上	146,400

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

＜解体撤去工事費、仮施設整備工事費＞

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	749	1,337
定員21～30名	851	1,632
定員31～40名	1,135	1,978
定員41～70名	1,428	2,747
定員71～100名	2,013	4,123
定員101～130名	2,416	4,947
定員131～160名	3,022	6,184
定員161～190名	3,627	6,760
定員191～220名	4,233	7,889
定員221～250名	4,837	9,016
定員251名以上	5,443	10,143

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定こどもの定員規模(保育所型認定こども園の認定にかかる定員)に該当する基準額とすること。

(2) 幼稚園耐震化促進事業

<本体工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	標準	左記適用町村	都市部	左記適用市町
定員20名以下	53,500	河内長野市、 豊能町・能勢町・ 岬町・太子町・ 河南町・千早赤阪村 (以下同じ。)	58,900	標準以外の市町 (以下同じ。)
定員21～30名	56,100		61,700	
定員31～40名	65,100		71,800	
定員41～70名	74,500		81,900	
定員71～100名	96,700		106,400	
定員101～130名	116,300		127,900	
定員131～160名	134,700		148,000	
定員161～190名	153,000		168,300	
定員191～220名	169,900		187,000	
定員221～250名	188,300		207,300	
定員251名以上	209,400		230,100	
特殊 附帯 工事	8,050			
設計料加算	本体工事費及び特殊附帯工事費に係る基準額の5%			

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費、仮施設整備工事費>

(単位:千円)

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,072	1,179	1,909	2,101
定員21～30名	1,215	1,338	2,332	2,564
定員31～40名	1,621	1,783	2,826	3,108
定員41～70名	2,040	2,245	3,925	4,318
定員71～100名	2,878	3,165	5,889	6,478
定員101～130名	3,455	3,800	7,068	7,775
定員131～160名	4,318	4,751	8,835	9,720
定員161～190名	5,182	5,701	9,660	10,627
定員191～220名	6,046	6,651	11,270	12,398
定員221～250名	6,911	7,602	12,881	14,169
定員251名以上	7,775	8,552	14,491	15,940

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

別表3 大規模修繕等の取扱いについて

1 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2)施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3)施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(4)環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事 (1園当たり30万円以上の事業を対象とする。)
(5)消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6)特殊付帯工事	既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事(対象となる事業については、2「特殊付帯工事対象事業」による)
(7)土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8)耐震化等整備事業	地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成27年5月14日27文科初第292号)別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事
(9)その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※大規模修繕等は、対象工事費が500万円以上の事業とする(上記に金額の定めがあるものを除く)。

2 特殊付帯工事対象事業

(1)資源有効活用整備

ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(2)屋外教育環境整備

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(令和2年 月 日 文科初第 号)別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。